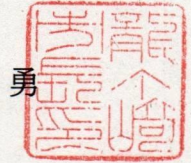


龍 納 第 11 号
令和 7 年 2 月 5 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦 様
同 寺 田 寿 夫 様

龍ヶ崎市長 萩 原



例月出納検査における意見項目について

令和6年12月26日付、龍監第37号での例月出納検査の結果報告における意見項目について、別紙のとおり納税課において対応措置を講じましたので、ご報告いたします。

例月出納検査における意見項目への対応措置について

1 意見等

公会計システムと基幹系システムとの間で、市税等の滞納繰越分調定額の乖離が確認された。納税者に対する催告や納付された税金の管理は適正に行われ市民への影響は無かったようであるが、今後このような事案が発生することのないように、原因の解明と再発防止策の着実な実行が望まれる。

さらに同様の事案がないか、全庁的な確認と適正な調定事務の周知及び実効性のある再発防止の取り組みについて報告されたい。

2 対応措置

ご意見について、原因解明のため別紙のとおり調査を行いました。財務関連書類が確認できた令和元年度から令和6年度までの間の調定処理について、誤り等は確認できませんでした。今回の調査において、要因は、2つのシステムの調定額の合致作業を行っていなかったことが挙げられます。今後は、再発防止策として、両システム間の調定額の突合作業を行い、適正な調定事務処理の管理執行に努めます。

また、全庁的な確認と適正な調定事務の周知及び実効性のある再発防止策については、副市長通知を庁内に向けて発出し、調定事務が適正に行われるよう周知徹底を図りました。

令和 7 年 2 月
龍ヶ崎市役所 納税課

市税滞納繰越分における調定額乖離の調査及び再発防止策について

基幹系システムと財務会計システムにおける市税滞納繰越分の調定額乖離について、財務関連書類が確認できた令和元年度から令和6年度の間の調定事務処理について、下記のとおり調査しましたので報告します。

記

1 経 緯

・令和6年10月初旬

調定額について、基幹系システムのシステムエンジニアと協議し、数字を抽出したところ、財務会計システムの調定額との間に乖離が生じていることが判明しました。

・令和6年10月中旬から令和6年12月中旬

財務会計システムと基幹系システムの数字乖離の原因について、根拠資料が保存されている令和元年度まで遡り確認作業を行いました。

・令和6年12月25日

例月出納検査で、監査委員に対し、市税滞納繰越分の調定額の乖離について、令和6年12月に基幹系システムの数字に合わせて財務会計システムの調定額を変更することに加え、その概要・調査・原因・再発防止策についての報告を行いました。

・令和6年12月27日

基幹系システムの数字に合わせて、財務会計システムの調定額を変更しました。

・令和6年12月下旬から令和7年1月

2つのシステムの調定額乖離について、税務課、保険年金課、納税課において、調定処理に誤りがないか再度調査を行いました。

2 調 査

(1) 現年度分賦課の調定処理

賦課決定後、また課税更正後の調定処理を課税課(税務課、保険年金課)で誤りなく調定処理していることを確認しました。

(2) 滞納繰越分調定処理

納税課において、財務会計システムの収入未済額を新年度の調定額として、適

正に処理されていることを確認しました。

(3) 個人市民税特別徴収分の翌年度調定処理

個人市民税(特別徴収分)については、6月から翌年5月までの課税となり、翌年4月及び5月分を翌年度に調定処理する必要があります。この処理についても令和元年度から令和6年度の間の調定処理を税務課で確認したところ、適切に行われていることを確認しました。

(4) 過誤納還付金未済分の調定処理

市税の課税額に変更が生じた場合の還付処理を、基幹系システム処理と併せて、財務会計システムでの調定額変更処理が必要となります。この調定処理を確認したところ、納税課において適正に処理されていることを確認しました。

(5) 不納欠損分の調定処理

令和元年度から令和5年度の間の不能欠損した税額について、納税課において適切に調定減額処理をしていることを確認しました。

3 要 因

過去5年間の調定処理において誤りなどは確認されず、調定額乖離の主な要因は、財務会計システムと基幹系システム間での調定額の合致作業を行っていなかったことが挙げられます。

4 今後の再発防止策について

過去に遡って原因を特定することは困難ですので、今後は再発防止策として、次の内容を徹底し、適正な管理執行に努めて参ります。

(1) 毎月月末に別添の調定額一覧表を作成し、現年課税分・滞納繰越分ともに両システム間の調定額の突合作業を行う。

(2) 確認方法について、現年度の課税課である税務課、保険年金課と共有し、適切な確認方法で行う。

(3) 突合において、不一致を確認した場合は、財務会計システムの起票漏れや誤り等がないか確認し、不一致が解消されるまで必要な措置をとる。

令和7年2月5日

各部課等の長 様

副 市 長
(財政課扱い)

調定の適正な執行管理について

みだしのことについて、今般、納税課より市税の滞納繰越分の調定額について、財務会計システムと基幹系システムの数字に乖離が生じており、調査を行ったうえで基幹系システムの数字に合わせて財務会計システムの調定額を変更することが報告された。要因はシステム間において調定額を合致させるための照合を行っていなかったため調定額に差異が生じたものである。この事案については、監査委員から例月出納検査結果報告の付議事項として全庁的な確認と適正な調定事務について指摘されている。

については、監査委員からの指摘も踏まえ、地方公共団体における適正な手続の確保である調定が大切な行為であることを認識し、改めて調定事務の再確認と適正な執行管理に努められたい。

調定額一覧表(現年度分)4月～9月

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
個人市民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
個人県民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
法人市民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
固定資産税 都市計画税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
軽自動車税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
市税 合計	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							

国民健康保険税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							

調定額一覧表(現年度分)10月～3月

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
個人市民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
個人県民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
法人市民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
固定資産税 都市計画税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
軽自動車税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
市税 合計	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							

国民健康保険税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							

調定額一覧表(滞納繰越分)4月～9月

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
個人市民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
個人県民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
法人市民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
固定資産税 都市計画税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
軽自動車税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
市税 合計	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							

国民健康保険税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							

調定額一覧表(滞納繰越分)10月～3月

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
個人市民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
個人県民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
法人市民税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
固定資産税 都市計画税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
軽自動車税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							
市税 合計	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							

国民健康保険税	①基幹系システム							
	②財務会計システム							
	差異							